

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — フレックスタイム制の不足時間繰越 —

Q： 当社はフレックスタイム制を導入しています。今回、ある労働者の実労働時間が、1ヶ月の清算期間における総労働時間より大幅に不足しました。不足分を翌月の総労働時間に繰り越すと合計190時間になりますが、問題ないでしょうか？

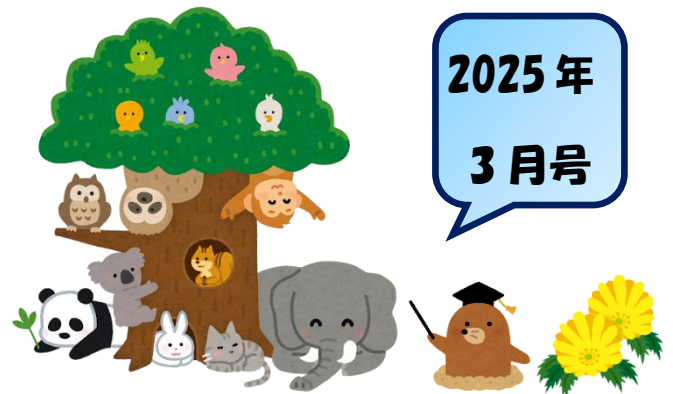
A： フレックスタイム制は、あらかじめ働く時間の総量（総労働時間）を決めた上で、日々の出退勤時刻や働く長さを労働者が自由に決定することができるもので、時間外労働のカウント方法は一般の労働時間制度とは取り扱いが異なります。

フレックスタイム制では、実労働時間数が清算期間における総労働時間数を超える場合は超過した分の賃金清算が必要で、そのうち法定労働時間の総枠を超える部分については時間外労働（割増賃金）として清算しなければなりません。

一方、実労働時間数が清算期間における総労働時間数に満たない場合は、下記①・②のいずれか方法で清算をすることになります。

- ①不足時間分の賃金を控除して支払う
- ②不足時間分を繰り越して、次の清算期間の総労働時間に合算する

ただし、②では、加算後の時間（総労働時間＋前の清算期間における不足時間）は法定労働時間の総枠の範囲内に限られています。1ヶ月の法定労働時間の総枠は最長でも177.1時間（暦日31日の場合）です。ご質問のように不足分を加算して翌月の総労働時間を190時間とすることはできません。つまり、繰り越せる時間数に上限があるということで、少なくとも190時間－177.1時間＝12.9時間については①の方法で精算する必要があります。



## 法改正ニュース

### — 育児休業給付金の支給対象期間延長手続の見直し —

（令和7年4月1日～）

子が1歳に達する日または1歳6ヶ月に達する日が令和7年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う際、申請書に添付する書類について以下のものが追加されます。

【これまでの添付書類】

- \*入所保留通知書、入所不承諾通知書など  
（市町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知）

→【追加で添付する書類】

- \*育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（本人が記載）
- \*市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

## 最近のニュースから

### 宿直中の休憩を労働時間と判断 未払い額最大86億円

東京メトロを運営する東京地下鉄は、24時間拘束される全泊勤務の社員の休憩時間が労働時間に当たるとして割増賃金を支払うよう是正勧告を受けた、と発表した。対象者は約1,800人、未払い分として3年間で最大で86億円を支払う見通し。同社では全泊勤務中に全員が同じ時間帯に休憩を取っており、実際に緊急対応を行った社員に代わりの休憩時間を設けたり残業手当を支払ったりしていたが、管轄の足立労働基準監督署は、社員からの申告で1月頃から調査の上「労働から完全に解放されておらず労働時間に該当する」と判断した。

～ 日本法令 社労士情報サイト より～

